**議会運営委員会記録**

令和6年8月26日（月）

開議　 09 時 59 分

閉議　 13 時 01 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和6年9月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について　　　　　　　　　　　　　　　　　資料1-1、1-2

⑵　会議予定について　　　　　 　　　 資料1-3

⑶　予算決算委員会の流れについて　　　　　　　　　　　　　　　　　　 資料1-4

⑷　その他

2　令和6年9月浜田市議会定例会議　陳情付託先等の確認について 資料2

3　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

（広報費の導入について） 資料3

4　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて 資料4

5　令和7年度議員改選に向けた議員定数について 資料5

6　本会議における請願に対する質疑について 資料6

7 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　09 時 59 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和6年9月浜田市議会定例会議について

⑴ 付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

資料1-1を参照されたい。執行部から説明をお願いする。

○総務部長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

続いて付託案について、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵ 会議予定について

⑶ 予算決算委員会の流れについて

○柳楽委員長

9月定例会議の予定と、予算決算委員会の日程等について、続けて2点事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑷ その他

○柳楽委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、ここで執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　令和6年9月浜田市議会定例会議　陳情付託先等の確認について

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。今回陳情が1件提出された。提出後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、この1件を付託することとした。付託先は資料2のとおりで産業建設委員会1件である。8月30日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いする。今回付託した陳情1件について、ホームページ等へ公開する際に住所、地番、印影以外で黒塗りする部分はない。また、産業建設委員会において、陳情第150号が前回から継続審査となっているので、そちらの審査もお願いする。

このことについて何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

（広報費の導入について）

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。各会派で協議いただいた内容の報告をお願いする。

○村木委員

資料の読み上げ程度でよろしいか。

○柳楽委員長

この表以外に何か追加であれば。

○村木委員

表に掲げているとおりである。

○大谷委員

基本的に前回話した内容と同じである。上限の設定があるのであればこだわるところではないが、全額使っても良いような書き方になっているのはいかがかということで上限設定させてもらっている。

○川上委員

表のとおりである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも表のとおりだが、ホームページについてはここに記載しているように、できるだけ無料版を使うことで費用は抑えられるというところと、広報紙についてはそもそも使いにくいという意見は出ていた。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

それぞれ意見を提出してもらっているが、他会派の意見等で何か質問があればお願いする。

○川上委員

せっかくこうして各会派の意見が出ているので、それを持ち帰って会派で1回見ておきたい。

○柳楽委員長

川上委員から出た意見については、皆いかがか。

○大谷委員

合意形成を図るという意味では、そういう方向で良しとするのであれば、それはそれでよろしいかとは思う。何か急いでおられたような向きもあったと思うが、その辺の支障がなければ時間を掛けてチェックすることは差し支えないと思う。

○柳楽委員長

広報費の導入については今年度からの実施にはならないので、そこまで急いではないが、この意見を持ち帰ってみて会派の意見が変わる可能性がありそうであれば持ち帰られても良いかもしれない。

○川上委員

持ち帰って合意形成を図るのが一番大事だと思う。変わる可能性もあるかもしれないので、一応持ち帰りたい。

○三浦委員

それぞれの会派の意見を持ち帰って議論するのは良いと思うが、この場で議論されてない中で、出されたこの意見だけを持ち帰ってもまた同じ結果が戻ってくる。この議会運営委員会の場で、それぞれの考え方に対してどう思うのかという議論を促していただかないと、表にある意見も会派それぞれ考えて持ってきているので持ち帰っても変わらないと思う。

○柳楽委員長

最初に各会派から出された意見に対して意見をいただきたいと申し上げたつもりである。三浦委員から意見が出たが、何か確認したい点などがあれば出してほしい。

1項目ずつやろうか。広報紙の作成費・発送費の案分割合については、2分の1としたのが2会派、あとは3分の1、5分の1と意見が割れている。ここで何か確認したいことがあればお願いする。

公明クラブは2分の1とさせていただいているが、あくまでも2分の1までは使えるということであり、全ての費用の2分の1とする必要もないとの考えもあってこう出している。

なかなか意見が出ないので、特になければ次の項目に移って良いか。

○大谷委員

創風会は案分割合を5分の1とされた根拠や思いを聞かせてもらいたい。

○川上委員

大きな根拠はないが、この程度でくらいのことである。どこの会派も根拠はなく思いのはずである。思いはこの程度ということである。

○柳楽委員長

ほかにはよろしいか。なければ次、ホームページ等のところで確認したいことがあればお願いする。

○三浦委員

公明クラブから、ホームページは無料版を活用となっているが、どういうものを意味されているか伺っても良いか。管理費やサーバーレンタル料は有料になると思うが、完全に無料のものがあるのか。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

これはあくまでも立ち上げの部分であり、そのほかでホームページを立ち上げた後に発生するような費用があるなら、その部分は政務活動費を活用することはあると思う。できるだけ費用を抑える工夫も必要かということで、無料版もあるとのことなので、そういったものを活用することも必要という意見である。

○三浦委員

理解した。一方で、報告書やホームページを作る際に、より分かりやすく見やすくするという意味では、例えばデザイナーに一部業務をお願いすることは必要だと思う。経費を抑えることは何事においても考えるべきことだとは思うが、必要経費は発生するものだと思う。ホームページや広報紙を政務活動費で認めるのであれば、そういった外注費などは経費として認めるべきだと思う。

○柳楽委員長

意見があったが、これはあくまで公明クラブの意見として出しているので、今後このことについても協議の中で決定していけば良いと思う。

ほかに意見はないか。

（　「なし」という声あり　）

広報紙等に関する検討事項の、議員の顔写真サイズについて何か確認することがあればお願いする。

○三浦委員

創風会や公明クラブは縦横の大きさが決まっているが、これは何に基づいて定められているのか。視認性か。

○川上委員

特段決まっていたわけではないが、その程度で十分ではないかと。個人が出されるものなので、せっかく政務活動費を使うのであればこの程度で十分ではないかという思いである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブの3㎝×2㎝だが、紙面がＡ4なのかどの程度の大きさなのかによって多少の差はあるかもしれないが、顔写真についてはこの程度の大きさにとどめ、ほかの部分を充実させるほうが良いのではないかという話だった。実際、公明クラブでは顔写真を入れる場合そのサイズくらいにしている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

以上でよろしいか。

○三浦委員

超党みらいは裁判の判例等に基づいて設定とあるが、どういった先例に基づいて設定するか考えはあるか。それを決める必要があるように思う。

○大谷委員

具体的にこの例があるというところまで言っているのではなく、初めてのことなのでスタートしたことについて他の例を超えない範囲なら、指摘されることはないだろうということで、先例に基づいた設定が望ましいと考えた。

○柳楽委員長

今の意見は、どういう先例があるか確認した上で決定したのか。

○大谷委員

具体的な研究はできてない。一般的な考え方で回答している。

○柳楽委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、次の議員プロフィールの内容制限について意見があるか。市議会ホームページに掲載されている内容は特に問題ないと思うので、そういったものも含めて議員としての役職のみという意見が多いのかと思うが、超党みらいはどうだろうか。

○大谷委員

今言われた内容であれば問題ないと認識している。

○柳楽委員長

この項目については議員としての役職、浜田市議会ホームページに掲載されている内容を含めた内容ということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではプロフィールの内容制限については、議員の役職、ホームページに掲載されているものを含む役職のみとさせていただく。

次に、個人・集団の写真や、市政とは関係ない記事の割合制限について意見があるか。

○三浦委員

基本的に関係ない記事は載せないものだと思うが、これまで各他自治体の先例などを紹介いただく中で、こういったものがあるケースもあったかと思う。それを前提に我々は、この割合を提案している。この活動報告書がどのようなものなのかという前提に立てば、あまりかけ離れた内容はもちろん適さないと思うが、読み物としてそういったものがあっても許される範疇ではなかろうかと考え、5分の1程度と出している。超党みらいの「裁判の判例や他市の先例」というのが具体的に何かを示してもらいながら、そのボリューム感や、なしとするのかといったように議論する必要があるように思う。

○柳楽委員長

超党みらいは先ほど言われたような形で、特に先例として何かあげていただくものはない状況か。

○大谷委員

確かに具体的なものは持ち合わせてないが、山水海が言われたことをベースに考えるなら、読み物としての意味合いは最小限あっても良いとは思う。確認はしていないが、5分の1程度で批判なく受け入れられているのであれば良しとしたい。

○柳楽委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、次に政治信条、選挙公約的な文言、政党や講演会に関する記載の制限について、他会派の意見で何か確認したいこと、また意見等あればお願いする。

○三浦委員

この項目は、先ほど申したが広報費を充当した広報紙であるという前提に立ったときにどういったものを掲載すべきかは、基本的に各議員が判断すれば良いと私は思っている。前提の話だと思うので、載せないという方向性だとは思う。ただ共通認識として最低限持っておく必要があるならば、こういったところはやめたほうが良いという確認はしておいたほうが良いという意味で、最初は認識をそろえておいたほうが良いと会派内で話した。

今は項目ごとの話になっているが、そもそも政務活動費を増額してしっかり使ってくれという報酬審からの報告に対して、項目を拡充して使えるようにしようではないかということから、広報費はどうだろうかという議論になっている。制約をするのは使いにくさにつながるので、根本的なところに立ち返ると、厳しくし過ぎて使わないのは政務活動費の利用促進にはつながらない。最低限のルール、方向性は確認しつつも、顔写真の大きさなど、紙面全体の構成の話なのであまり細かく決めなくても、最低限の方向性を持ちながら、この広報費が何のためのものなのかといったことと、最低限の共通認識を議会運営委員会の場で持てば良いのではないかと思う。

議員全体で共通認識を持つために項目もこうして出してもらっていると思うので、それぞれに対して会派の見解は示しているが、基本的には政務活動費をしっかり使おうという話があってここに至っているので、そこに立ち返って議論すべきである。

○柳楽委員長

基本的には議員個々の判断によるところが大きいのかとは思うが、その判断をする際に参考になるものは必要かと思うので、こういった項目で意見をいただき決定していくことは必要だと思う。

今回政務活動費を皆がより活用できるよう、今回広報費の導入も始まっていると思っている。ただ、個人の考え方があって自分はここよりほかに使いたいといったようにいろいろな考え方があると思う。必要とされる方はどんどん使っていただく。特にこの部分は不要と考える方は使われないと思うので、そのような柔軟な考え方でやっていくことと、現議員だけでなく今後議会へ入ってこられる方のことも考えて、作り上げていくことも必要と考えているので、いろいろな意見を今後もいただきたい。

創風会の「全て」とはどういう意味か。

○川上委員

先ほど三浦委員が言われたように公費の充当なのだから、基本的に全てでも良いではないかという考え方である。しかし三浦委員が言ったように最初は厳しくいっても良いのでは、ということである。

○柳楽委員長

ということであれば、この部分についても掲載はできるだけ控えたほうが良いという考え方なのか。

（　「全く」という声あり　）

全くという意見もあるが、それでよろしいか。あまりないほうが良いとは思っているが。

○川上委員

政治信条や選挙公約等の文書や政党や講演会に関するものなら、別物でやってもらいたい。これはあくまで政務活動費を使って市民のためになることをするのである。

○柳楽委員長

この部分については記載しないという方向でよろしいか。

○大谷委員

どの程度をもって政治信条とするかにもよるのだが、「これを推進していきたい」といった事柄は該当するのか。議会報告は議員個人としての報告をするのだから、この案件についてはこう思うので、こういう方向性が良いと考えて推進していきたいといったことは政治信条なのか。流れからするとそういう書き方になるのではないかと思う。それは良いのかどうかは確認しておいたほうが良い。

○柳楽委員長

今の大谷委員の意見についてはどうか。私が思うには、例えば市で何かあったときのことについて記載して、自分はこのことについてはこのように考えるという意見を述べるのは必要なことだろうと思う。それが全くないものはただの報告になってしまう。したがって問題ないと思うが、皆はどのような認識か。

○川上委員

重要なのは、「私どもの団体は」という書き方はまずいと思う。

○柳楽委員長

言われることは分かる気がする。皆もそのような認識で共通しているか。

（　「はい」という声あり　）

今の話を聞きながら思ったのだが、会派のことについての記載はどうなるのだろうか。皆はどう思われるか。

○川上委員

会派に所属していること自体は良いが、その会派がどこに所属しているかについて書く必要はないと思う。ただそれだけだと思う。会派が何に賛成し何に反対しどういう活動をしているかは書いて良いと思う。

○柳楽委員長

皆も、特に会派のことが出てきても問題ないと思うか。事務局はどう思うか。

○下間局長

今言われているのは例えば会派視察の報告などを広報紙に載せるということか。こういう会派に所属しているといったプロフィール的なことを載せるのか。会派の何を載せることについて言われているのか。

○柳楽委員長

会派の視察や、今は会派でこういうことをやっているといった内容は、特に問題ないか。

○下間局長

これが良い悪いといったことが法で決まっているわけではないので、浜田市議会の中でルールを決めていけば良いと思う。例えば会派でここへ視察に行きこういうことを勉強してきた、自分としてはこういうところが課題だと思うといったことは全く問題ないと思う。書き方にもよるとは思う。

○柳楽委員長

そういうことを記載することについては特に問題なしということでよろしいか。

○川上委員

まずやってみよう、そうしたら分かる。そこに党派などが出てくるなら少しまずいという話になってくるだけだと思う。

○柳楽委員長

ただ、政治信条などは記載しないという意見だったかと思う。

○三浦委員

その政治信条も、「私は政治活動においてこれを大事にしている」とか、「皆さまご支援よろしくお願いします」とか、そういった要は自分をアピールする文面、議員個人の活動への応援を要求するもの、講演会への入会を促すもの、それらのように取られかねない表現でなければ、議員として当たり前の議会活動や会派活動をする中での報告や見解を示すことは、もちろん認められる部分だと思うので、極端に自分への支援を促すような、別の意図のものにならないようにという意味。政治信条をあからさまに強調するのでなければ、大谷委員からも意見があったが、信条は必ず出てくるものだし、それがなければ議員の価値もなくなってしまう。あって当たり前ではないかと思う。

○柳楽委員長

ではこの部分については、記載はしない方向性だが、あとは個々の判断と言った形でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではそういう方向で進めたい。次の紙面へ政務活動費を使って作成していることの表示は、すべての会派から必要との回答を出してもらっているので、このようにさせていただきたい。

次に広報費を充当できない期間の設定に関しては、超党みらいだけ期間が書いてなく、あとは改選の3か月前となっている。そこについて超党みらいはいかがか。

○大谷委員

期限は示してないが、皆の考えで3か月が妥当ということであれば、それに異存はない。

○柳楽委員長

超党みらいから確認をいただいたので、これに関しては改選の3か月前から充当できないということにさせていただいてよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では各項目については確認させてもらったが、まだきちんと決定してない部分については各会派に持ち帰ってもらい、改めて今日の意見も踏まえて協議いただくということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではそのようにお願いする。

○村武委員

広報紙等に関する検討事項というところで詳細にいくつか検討しているのだが、イメージしにくいところもあると思う。県内で広報紙を認めているところがいくつかあったかと思うが、実際に政務活動費を使って作っておられる議員の広報紙を見てみたいのだが、調べてもらうことはできるか。

○下間局長

はい、調べてみたい。

○柳楽委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

では残りの部分を会派に持ち帰って検討いただきたい。ここで暫時休憩したい。

〔　11 時 11 分　休憩　〕

〔　11 時 20 分　再開　〕

4　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

資料4を参照されたい。先般の委員会でも申し上げたが、本日は陳情について審査するのか全議員での共有とするのかについて決定したい。各会派で協議いただいた内容の報告をお願いする。

○村木委員

当会派としては従来どおりである。

○大谷委員

原則全て審査するということを確認している。ただし、いろいろと不備があるものについては配付も当然あり得る。

○川上委員

従来どおりである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブとしてもこれまで出していた意見と同じく、審査するということで考えている。その上で陳情書の取扱い基準を少し修正したい。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

最終的には3会派が審査を行う、山水海は審査を行わず共有ということで意見をいただいている。何か確認することはあるか。

○村木委員

前回休んだため確認したいのだが、全てを審査するというのは従来どおり変わらない、審査するタイミングも定例会議ごと。したがって今までと一切変わらないのが「全てを審査する」ことか。間口がメールや対面や郵送になる違いはあるが全て審査するという認識で良いか。

○柳楽委員長

今は通年会期になっている。そのあたりについては協議することは考えられるかと思うが、そのあたりについて事務局はどう考えるか。

○下間局長

　これから運用を変えていくことはできる。通年会期ということで、直近で開かれた委員会で審査をするというやり方も可能かとは思う。そういった意見があれば、協議して決めていくことはできると思う。

○村木委員

運用を変えるというつもりではなく、今日もし決定するならば、全て審査するという意見がそういう意味なのかどうか。今やっていることの継続なのかどうかを確認したかった。

○柳楽委員長

とりあえずはそういう決まりがあるので、各定例会議中にということになると思うが、先ほど申し上げたように今後そのことについてほかの取扱い方法を検討していくことになれば、山水海は、より早く出されたものに対して対応が必要だと考えておられるのかと思うので、そういったことも含めて検討はできるかと思っている。

○村木委員

審査するということは採決するということだと思う。採決するならそれ以降の執行部への関わりや委員会の関わりなども、今は確認していくことになっているが、全て審査するのであればそれも変わらずやっていくということでよろしいか。

○柳楽委員長

もちろんそのような取扱いで、各委員会で審査を行い、採択されたものに関してはどのように扱うか、毎回協議を行っている。できる限り何かしらの対応をしていくことは必要だと思う。その流れ自体はこれまでと同様だと思っている。

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

前回、今回も先ほど申し上げたが、この件に関しては今日結論を出していきたい。今実際に意見が割れている状態なので委員にお諮りしたいがよろしいか。牛尾議員から意見があればお願いする。

○牛尾議員

なし。

○柳楽委員長

陳情について、審査するか、審査せず全議員で共有するかについて採決を行いたい。審査するということに賛成の方の挙手をお願いする。

（　挙手あり　）

賛否同数のため、委員長判断で決定させていただきたい。私は公明クラブの意見として出しているように、審査を行うということで決定させていただきたい。

陳情の取扱いについてはこれまでも長期間議論してきたが、この決定をもって今後も審査していくことになる。これまでも様々な陳情が提出されているが、引き続き各委員会において審査をよろしくお願いする。

この件について、特に意見はないか。

（　「なし」という声あり　）

次にオンラインでの請願・陳情の提出方法について、これまで想定されるものとして電子メールや電子申請システムがあると説明してきたが、電子申請システムについてイメージを持っていただくため事務局から説明をお願いする。

○久保田書記

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

説明が終わったが、委員から質問があればお願いする。

○三浦委員

メリットが非常に多いので、このシステムの採用で良いと思う。

○川上委員

私もこれで良いと思う。

○村木委員

確認だが、電子メールは受け付けずこれ1本でいくのか。先ほどの決定だと面会、対面も郵送も、電子メールと電子申請システムという形になるのかもしれないが、電子メールはどういう扱いか。

○松井次長

まずオンラインによる提出ということで今までずっと、イメージしやすいよう電子メールを例えに説明することが多かったが、事務局の資料としては電子申請システムもあると大体併記していた。

今回このようにしまね電子申請システムを使ったらどのようになるか実際に作ってみたところ、メリットがかなり多かった。これは事務局としても採用したほうが良いと思った。

一方電子メールの話だが、これに比べて、来たメールに対して手打ちで返信しなければいけない、不備があったときに確認しなければいけない手間なども考えると、電子申請システムのメリットがかなり大きいと思っている。

電子メールをどうするかは委員に協議いただきたいが、事務局としてはこの電子申請システムが良いと思っているので、こちらを推している。

○村木委員

電子メールは今後どうなるのか。

○柳楽委員長

その部分については皆の協議による。

○松井次長

できればこちら1本でいかせていただくのが良いのではないかと、事務局としては考えている。

○柳楽委員長

今のやり取りも含めて意見をいただきたい。

○肥後委員

電子申請システムによる請願・陳情の提出についての資料2ページ目、電子申請システムの欠点・デメリットも一応メリットと同様に列挙されている。先ほど説明があったようにデメリットをあえて上げているのかもしれないが、これらはほとんどメリットだと思う。テキストデータで抽出できるので、何かあった場合も事務局側でまとめることができるし、請願・陳情1件ずつしか提出できなくはなるが、住所や名前などはフォーマットに残っているので、請願者・陳情者が間違えて提出することもブロックできるように思った。したがって今考えられるデメリットが見受けられない。本当に良いシステムだと改めて思った。

○川上委員

電子申請システムに入れない人もいるかもしれない。しばらくは試行的にメールも受け付けたらどうか。

○柳楽委員長

メールで受け付けるとなった場合、本人確認などの方法を決定しないといけない。そういうところも出てくるので、この電子申請システムがそういったところの確認もできるため良いと考えている。メールができるような人にとって電子申請システムに入るのは難しいか。

○川上委員

自分なら難しいかどうかではなく、難しいと思う人もいるかもしれないので、メールであれば「メールにはこれとこれを必ず記入してください」で良い。

○柳楽委員長

事務局に確認するが、以前もこの話が出ていたと思う。メールでの提出における本人確認についてはどういった方法で考えていたか。

○松井次長

電子メールで受け付けて届いた場合の本人確認の方法としてどういうことが考えられるかは事務局でも考えている。例えば、過去に議会とのメールのやり取りがある請願者等から届いた場合は、そのメールアドレスで本人ということがある程度確認できるかと思う。一方、過去にメールのやり取りがない議会事務局が見知ってないメールアドレスから届いた場合、例えば事務局が請願者等に電話して本人確認したり、あるいはより厳しくやるなら身分証明書をスキャンしていただき、ＰＤＦデータをメールに添付してもらう等のことが必要になるのではないかと考えている。

○川上委員

以前、メールについてはそういうやり方でという話をしたと思う。メールについては身分証明書など何か本人確認ができるものを付けてもらうようにと一度回答したと思う。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

〔　11 時 49 分　休憩　〕

〔　12 時 01 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。この請願・陳情のオンラインでの提出について、電子申請システムの説明もいただき、皆このやり方にはご理解いただいて良いのではないかという意見かと思う。

先ほど、電子メールでの受け付けもやはり必要ではないかという意見があった。電子メールでの提出をどうするかという協議については、そのほかの書式などといった協議も必要になるかと思うので、まずこの電子申請システムを可とするかどうかと、電子メールでの受け付けを可とするかどうかについて。電子メールでの受け付けをするとなると、書式など細かなところをどうするかも含めて協議いただきたい。

もう1点は、本人確認をどのようにするかについても各会派で協議いただき、次回持ち寄っていただければと思うが、そのようなやり方でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では、会派で共有いただき、また結果を報告していただきたい。取扱基準についても今後協議が必要かと思っているので、そのことについても協議していただけたらと思う。よろしくお願いする。

5　令和7年度議員改選に向けた議員定数について

○柳楽委員長

資料5を参照されたい。各会派で協議いただいた内容の報告をお願いする。

○村木委員

当会派としては、やはり1本に絞ることができず22人と19人になった。ただ、大事なことは現状の22人であるならばなぜ22人なのかという議論が必要だという話をした。

3点に絞られた。まずは地域特性への配慮ということで、人口減少に伴い定数も減らすべきと考えるだろうが、浜田市の予算規模も大きく事業数も多い。また市の面積も広大であるという地域特性もあるため、減らすのはいかがなものかという、まず地域への配慮。そして、議員の多様性の担保ということでは、浜田市においては中山間地、漁業、地域産業、まちづくりなど多種多様な課題があることから、議員のキャリアにも多様性が求められることから、今の22名が適当。3点目が活動量の担保で、今期においては議会広報広聴活動も強化が図られており、特に地域井戸端会は好評であることから、活動量を維持・拡大するためにも今の人数を確保すべきというのが、現状の22人を支持する場合の意見として出た。

19人のほうは、減らさない理由の明確化が必要ではないかということと、まず常任委員会の6人を見ても、現在の議会活動量は担保できているという話もあるので19人で可能ではないかといったところである。

特にここで話したいのが、22人の必要性をしっかり議論すべきであり、もう少し時間を掛けて議論すべきではないかという意見が出た。

○大谷委員

前回と同じなので、繰り返さずにおく。

○川上委員

前回と同じだが、やはり22人や19人という意見があるので、必要であれば議員提案で出していただくことも可能かと思う。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも前回と意見は変わってない。ここにあるとおりである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派、22人というところは上げていただいている。先ほど川上委員からあったように、まずは議会運営委員会の意見をまとめていかないといけない。やり方としては、議会運営委員会では何人と決定させていただき、あとは議員個人として提案していただく方法もあるとのことなので、そういう形にさせていただけば良いかと思う。今回採決させていただきたいと思うが、そういうやり方でよろしいか。

○三浦委員

議会運営委員会の中で議論が熟したという判断であれば採決するべきだと思うが、私はそれに至っているとは思っていない。議会運営委員会としての見解を示す、採決するのはしかるべきタイミングでやるべきだとは思うが、22人と19人という2案が現在出ていることについて、もう少し議論するべきではないかと思う。

○柳楽委員長

三浦委員からの今の意見について、いかがか。これまでと違った意見が出てくるのか。例えば山水海から示された内容について意見をいただくこともあると思う。

○三浦委員

我々会派の中からも、例えば先ほど村木委員が地域井戸端会のことに触れ、超党みらいの理由の中にも、地域井戸端会の高評価とある。地域井戸端会の活動一つ取ってみても、仮に19人案が採用されて現在から3人減となったときに、今の活動量が担保できないのかどうかは、この場で十分議論されてない。これ以上やる必要があるといったときに、減らすことでこれ以上の活動がやりにくくなるのであれば、22人という現状維持の主張は通ると思う。それは我々会派内でも同じように議論している。したがって、それをもう少し項目ごとにやる必要があるのではないか。

我々も必ずしも19人でという主張をしているわけでもなく、22人を主張しているわけでもない。その2案について良いところと悪いところがそれぞれあるのではないかと、当委員会内で共通見解が持てるほど議論しているのかという点に疑問を呈している。

○柳楽委員長

おそらく皆、何が正解なのか判断するのは難しいところがあるのだと思っている。例えば22人や19人という案があるが、19人になったときに広報広聴の取組などが果たしてこれまでどおりできるのかという懸念もあると思う。実際に定数が減れば、皆そのような形でこれまで同様の活動ができるよう努力されるのだと思う。議員が減ったから何かしらできなくなったということにしないような努力をされると思っている。そういった意味でも判断が難しいと私は思っている。あまり極端に減れば、できることは限られてくるかもしれないが、それが何人になろうがおそらく同じ。

○村武委員

議会広報広聴委員会の中で地域井戸端会について今意見が出ているのだが、この委員会の中では今の人数でも少し厳しい。地域井戸端会を実施する負担が少し大きいという意見もあった。また、今の開催箇所数に対しては、多くの意見を聞くという意味で良いという意見があった。

○川上委員

先ほどから地域井戸端会の話が出ている。各会場に行ったときには、良かったという意見のほうが多い。そうなるとそれに見合うだけの人員等は必要と思う。でないとそういう言葉は出てこないと思う。二人だけ行って、たった二人かと言われてもまずい。かといって昔のように少ない会場へ多く行くというのではなく、やはり小さくても良いので個別にやるべきだろうと思う。地域井戸端会は非常に重要な要素だと考える。議員数が減ってくると縮小せざるを得なくなる。それはまずい。その代わり一生懸命やるというなら人員が減っても構わない。あとは議員個々の判断による。

○村武委員

常任委員会の人数についてだが、現在総務文教委員会は6人、あとの二つは7人だが、福祉環境委員会と産業建設委員会の7人は適切か、それで良いのかどうかはなかなか難しいと思うが、総務文教委員会の6人についてもどうかということを、議会運営委員会の中にいる総務文教委員に意見を聞いたかと思うので、もし可能なら、福祉環境委員会と産業建設委員会の委員長にも意見を聞いてみたい。

○川上委員

産業建設委員会委員長として発言するが、委員は多くいればいるほど多様性が生まれ、多様なことに対応できる。しかし多すぎると今度は前に進まない。現在の人数が最低限だろうと思っている。これまでの案を取っても4人対3人など、ぎりぎりでもやはり最終的に委員会としてまとまる方向になっている。それが3人対2人となってくると多様性が減ってくる。本当は増やしたほうが良いという気もなくはないが、最低限この程度は必要だろうと思っている。産業建設委員会も簡単そうで結構広いので、委員ごとの多様性を求めることは大切だと思う。

○三浦委員

我々福祉環境委員会も7人だが、ではこれが仮に6人になったらどうかという議論をすれば、先ほど柳楽委員長が言われたように6人でもできるのだと思う。所管事務調査を行ったり、それに伴う委員会視察を行ったり、視察に行ったときにも各委員が事前に情報を取得して分担して共有したり、報告書も分担したり、様々な形で委員会業務は多岐にわたり、それを7人でやっているが、これが6人になったらできないかというと、今の活動量で言えば正直できると思う。ただ、先ほど川上委員も言われ、村木委員からも報告してもらったが、議員の多様性という観点からすれば7人が6人になることによって一人分の視点がなくなる。それで委員会の審査が同じようにできるのかというと、そういう視点から見れば人が減ることのマイナスはあるのだと思う。適正なのは7人か6人かという議論を多角的にしていったとき、福祉環境委員会委員長の立場でということなら、委員会活動はどちらでもできると思うが、委員会の質をどのように求めていくかという視点で考えれば判断が非常に難しい。その難しい視点を皆共有していると思うので、現状を維持するべきか、それとも削減することの効果にメリット等を見出して削減の方向へ進むのか、そういった議論をすべきだと思う。

○芦谷委員

6人の委員会を所掌していて、初めのときは与えられた人数なので差し障りなくやっていると言ったが、いきなり定数削減までいくのは、いろいろな議会活動も幅広くやっているし地域井戸端会の評価もある。各会派の意見を見ると22人で現状維持という声もある。ほぼ議論は出尽くしていて、浜田市議会は一生懸命前向きにやっているので、議会の仕事量の多い少ないはその場で決まることであって19人でできないのかというところまで突っ込む必要はないと思っている。早く結論を出すべきである。

○川上委員

以前、教育分野を福祉環境委員会へ持っていくといった話があった。それは結局、その人員の中でできないからそういう話になったのか。上下水道事業を産業建設委員会へという話もあった。

○柳楽委員長

教育を福祉環境委員会へ持ってくるという話の発端は、子どもが関わっていることでも所管外として調査しにくいといった問題が出ていたので、教育を移してほしいという話が出ていたので、委員会の人数的な問題はなかった。しかし教育を福祉環境委員会へ移すとやはり福祉環境委員会の所管がふくらむので、上下水道を産業建設委員会へ移す案も併せて出ていた。

前にも話をさせていただいたかと思うが、一旦減らしてしまうと元に戻すのは今の状況的に難しいのだろうと思うので、やはり慎重に議論しなければいけない部分でもある。この問題の正解は何かというのは誰も分からない。ただ、結論は出していかないといけないので、思っていることはこの場で出してほしい。

○三浦委員

公明クラブが現状維持とする理由に、市民の負託に応えるための議員の資質向上と書いてあるが、現状維持と議員個々の資質向上とはどのようにリンクしているのか。

○柳楽委員長

前回の改選前のところで議員が何をやっているか分からないという意見がアンケートにすごく多かった。そういったことを踏まえて、議会としても議員個人でもいろいろな取組、議会が何をやっているか市民により伝わるような取組を進めてきたと思っている。その部分には今後もより一層力を入れていくべきではないか、そのためには今の人数でやっていくのが良いのではないかと思っている。

先ほども言ったように、減らすと元に戻すのは厳しいということも踏まえて、ある意味これでやらせていただきたい。

○三浦委員

超党みらいに伺いたい。議員一人当たりの人口が松江・出雲以外では一番高い状態と書いてあるが、高い状態であることと議員定数を現状維持することのつながりはどういったところにあるのか。

○大谷委員

議会の役割として、執行部への監視機能がある。そうした監視機能を果たすときに議員定数は多いほうが、たくさんの目があってそれだけ監視能力がこなせる。そのときには各議員の質も問われてくると思うが、それについては政務活動費を増額してもらったことでそうした活動が今後はできると思う。また、他市との比較で人口を議員定数で割ったときに、その数が県内3番目に当たる。それが他市と比べて下回るようであれば、市の規模に対して議員定数が多いという意味になるため減らす方向を考えなければいけないと思うが、そうした状況には至ってないのであれば、現在の議員定数を保持しながら市民の負託に応えていく姿勢を堅持したほうが良いのではないかという意味である。

○川上委員

もともと議員定数削減という話はどこから出た話か。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

〔　12 時 30 分　休憩　〕

〔　12 時 53 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。休憩中にも皆からいろいろな話をいただいた。これまでの委員会の協議内でもいろいろ意見をいただいている。正副委員長で皆の意見をまとめたものを文章にして皆に送り、次回までにそのことについて協議をいただき、また議論をするというやり方にさせていただこうと思うが、それでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

できるだけ市民にしっかり説明責任が果たせるようなものにしていきたい。そのような観点で会派でも取りまとめてもらいたい。よろしくお願いする。

6　本会議における請願に対する質疑について

○柳楽委員長

資料6を参照されたい。本会議における請願に対する質疑については、現在の議事進行にあるとおり議案質疑の際に、議員へ請願に対する質疑の有無を諮り、質疑がある場合は紹介議員が答弁し、質疑終了後に続けて委員会付託という議事運営を行っている。しかし浜田市議会会議規則には、本会議での請願紹介議員の説明等に関する規定はなく、現在の運営はこれまで慣例的に行っており、法的根拠のないものだった。

一方、浜田市議会委員会条例では第63条で、委員会は審査のため必要があるときは紹介議員の出席及び説明を求めることができると定めている。この規定によって必要に応じて委員会で紹介議員を呼び、説明を求め審査していただければと思う。したがって、今後の議事進行にあると思うが本会議では請願質疑は行わず、委員会付託のみとすることとし、質疑は委員会で行うということとさせていただきたい。

なお、執行部は請願の提案者ではないため、執行部に対しては願意に関して行政の内容がどうなっているかの現状や、今後の施策の方向性等について確認することはできるが、願意の是非についてただすものではないので、いま一度ご承知おき願う。

9月定例会議から、ただいま説明したとおりの議事進行としたい。

○川上委員

委員会のみでの質疑となると、委員外議員は質疑ができない。

○柳楽委員長

事前申請すれば委員会で発言することができるので、その形でやっていただくよう了承されたい。

では、今の説明は会派で共有いただくようお願いする。

7 その他

○柳楽委員長

そのほかに委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では次回の議会運営委員会の日程だが、当委員会に付託された陳情審査はないが、オンラインによる請願・陳情の提出方法等の議論がまだ必要と思う。次回は9月5日木曜日の本会議終了後、全員協議会室で開催することとしてよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではそのように開催させていただく。最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。

○下間局長

先ほどの委員外議員の発言についてだが、委員外議員が出席して発言の申出をする際は、委員会開催の1日前に委員長に申し出ることとされているが、発言の申出は報告事項のみ一人1項目とし、質疑は3回までと申し合わせにて定まっている。

申し合わせは議会運営委員会の中で変更できるので、委員外議員も請願等について質疑できることにするのであれば、申し合わせを変えて対応が可能である。今後そういったところも協議していくか。

○川上委員

多分必要になってくる可能性があるので、是非どこかで検討してもらいたい。

○下間局長

今は申し合わせに定めていることなので、議会運営委員会での決定で変更は可能である。9月定例会議のときに必要なこともあるならば、次回の委員会にて諮らせていただいてよろしいか。

○柳楽委員長

次回ということにするか。

（　「はい」という声あり　）

では次回9月5日の委員会のときに委員外議員の発言についても協議し、皆の意見をいただきたい。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　13 時 01 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子